

事務連絡
令和3年11月10日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

輸出食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品の取扱いについて（その2）

標記については、令和3年11月10日付け事務連絡により、衛生証明書の発行を見合わせるようお願いしているところです。

今般、香港特別行政区政府当局より、秋田県からの家きん肉、家きん肉製品、殻付き卵及び卵製品の輸入を一時停止するとの通知があったことから、香港向けに輸出される家きん肉については、秋田県以外において生産及び処理されたものについて、輸出検疫証明書の交付を11月10日付けで再開する旨、農林水産省から連絡がありました。

つきましては、香港、シンガポール、ベトナム、マカオ、台湾及びEU等向け輸出食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品における衛生証明書の発行については、下記のとおりに対応をお願いします。

衛生証明書が発行された場合であっても、動物検疫所において輸出される食鳥肉、食鳥肉製品、殻付き卵及び卵製品が下記の都道府県以外で生産及び処理されたことを確認できない場合は、輸出検疫証明書が交付されませんので、関係者へ周知をお願いします。

記

1 香港

秋田県で生産及び処理されたものについては衛生証明書の発行停止。

2 シンガポール、ベトナム、マカオ、台湾及びEU等

全国において衛生証明書の発行停止。ただし、シンガポール向け輸出家きん肉製品及び家きん卵製品のうち、OIEの加熱基準に基づいた十分な加熱処理が

行われている製品については、これまでどおり輸出検疫証明書の発行が行われるため、引き続き衛生証明書を発行して差し支えない。